三　指定施業要件
（一）　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　神奈川県横須賀市秋谷三丁目一五八九の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
（一）　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び横須賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　神奈川県相模原市緑区三ケ木字滝原一四七〇の一、一五一三の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
（一）　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び相模原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

官報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本航空乗員組合から、賃金等の要求に関して、平成25年３月19日以降、同組合の組合員が従事する日本航空株式会社の全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、東京都、新潟県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年３月 15 日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本航空株式会社及び株式会社ＪＡＬエンジニアリングから、日本航空ユニオンが賃金引上げ等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成25年３月17日以降、同組合の組合員が従事する全職場（北海道、青森県、秋田県、千葉県、東京都、愛知県、大阪府、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年３月 15 日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本航空株式会社から、日本航空乗員組合が賃金等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成25年３月19日以降、同組合の組合員が従事する全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、東京都、新潟県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年３月 15 日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、自治労・公共サービス清掃労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成25年３月18日午前０時以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（埼玉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年３月 15 日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

埼玉県	都北運輸株式会社、東武清掃株式会社、昭和運輸株式会社及び株式会社ヨドセイ
東京都	都北運輸株式会社、東喜運輸株式会社、丸都運輸株式会社、第一輸送株式会社、協立輸送株式会社、株式会社飯塚運輸、白井運輸株式会社、高嶺清掃株式会社、東武清掃株式会社、昭和運輸株式会社及び株式会社ヨドセイ

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本私鉄労働組合総連合会から、賃金引上げ等の要求に関して、平成25年３月17日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（全国）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年３月 15 日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

北海道	函館バス株式会社、道北バス株式会社、宗谷バス株式会社、十勝バス株式会社、くしろバス株式会社、株式会社じょうてつ、北海道北見バス株式会社、旭川電気軌道株式会社、阿寒バス株式会社、北都交通株式会社、てんてつバス株式会社、網走バス株式会社、夕張鉄道株式会社、北海道拓殖バス株式会社、ふらのバス株式会社、北紋バス株式会社、根室交通株式会社、士別軌道株式会社、名士バス株式会社、斜里バス株式会社及び銀嶺バス株式会社
青森県	南部バス株式会社、弘南鉄道株式会社、下北交通株式会社、岩手県交通株式会社、十和田観光電鉄株式会社、宮城交通株式会社及び京浜急行バス株式会社
岩手県	南部バス株式会社、岩手県交通株式会社、岩手開発鉄道株式会社、羽後交通株式会社、岩手急行バス株式会社及び宮城交通株式会社
宮城県	南部バス株式会社、岩手県交通株式会社、岩手急行バス株式会社、秋田中央交通株式会社、羽後交通株式会社、十和田観光電鉄株式会社、庄内交通株式会社、宮城交通株式会社、福島交通株式会社、東北急行株式会社、富山地方鉄道株式会社、北陸鉄道株式会社及び名鉄バス株式会社
秋田県	岩手県交通株式会社、秋田中央交通株式会社、羽後交通株式会社、秋田臨海鉄道株式会社、庄内交通株式会社、宮城交通株式会社、小田急シティバス株式会社及び大川自動車株式会社
山形県	羽後交通株式会社、庄内交通株式会社、宮城交通株式会社及び東北急行株式会社
福島県	宮城交通株式会社、福島交通株式会社、福島臨海鉄道株式会社、東北急行株式会社、千葉交通株式会社、東京ベイシティ交通株式会社及び東武バスセントラル株式会社